

桜井駅南口広場再整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル 評価基準書

1 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、桜井駅南口広場再整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する桜井駅南口広場再整備基本計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査方法のほか、審査にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

2 審査方法

- (1) 客観評価（書類審査）、技術提案書評価及び価格評価を行い、受注者を選定する。
- (2) 客観評価（書類審査）及び価格評価は、事務局が技術者資料及び見積書を基に審査を行う。
- (3) 技術提案書評価は、選定委員会が技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 客観評価（書類審査）、技術提案書評価及び価格評価の配点は下記のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	25点	
技術提案書評価	115点	委員の評価点平均
価格評価	10点	
評価点合計	150点	

- (5) 選定委員会は評価点合計が最も高いものを最優秀提案者に、次に高いものを次点提案者に選定する。ただし、技術提案書審査の評価点が60%に満たない場合は、特定しないものとする。なお、評価点の算出にあたっては、小数点第3位以下は切り捨てた点数とする。

3 客観評価（書類審査）基準

評価項目		評価の視点	配点
企業の評価	事業者	過去10年間の同種又は類似業務の実績が豊富であるか。 実績数が5件以上：10点 4件：8点 3件：6点 2件：4点 1件：2点 0件：失格 ※ 件数については受注業務ごとにカウントする。	10点
	管理技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績が豊富であるか。 管理技術者としての実績数が 3件以上：5点 2件：3点 1件：2点 0件：0点	5点
	主たる担当技術者	過去10年間の同種又は類似業務の実績が豊富であるか。 管理技術者としての実績数が 3件以上：5点 2件：3点 1件：2点 0件：0点	5点
		保有する資格について評価する。 技術士「総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画」、技術士「建設部門 都市及び地方計画」のいずれかを保有している場合：5点 上記の資格を保有していない場合で、認定都市プランナー「基本分野（総合計画及び公園緑地計画を除く。）」及び「総合マネジメント」のいずれかの認定を受けている場合：3点	5点
計			25点

- (1) 事業者
実施要項「2 参加資格（9）」において定義した実績数について評価する。
- (2) 管理技術者
実施要項「2 参加資格（9）」で定義した実績において管理技術者としての実績数について評価する。
- (3) 主たる担当技術者
実施要項「2 参加資格（9）」で定義した実績において管理技術者としての実績数について、及び保有する資格について評価する。

4 技術提案書審査評価基準

評価項目	着眼点	評価基準	配点
実施方針等	業務理解度	目的や条件を理解し、課題や方向性を適切に把握しているか。	5点
	実施手順	業務を進めていくための手順が明確に示され、業務期間内で遂行可能な工程が組まれているか。	5点
	業務体制	業務目的を達成するための合理性が高く、十分な業務体制である。	5点
	その他	仕様書に定めのない独自提案がある場合、本業務委託の目的に関して効果的、効率的な内容か。	10点
テーマⅠ	独創性	新たな視点で課題整理や手法検討等を行っているか。	10点
	的確性	着目点・問題点等が適切かつ論理的に整理されており、効果的・効率的であるか。	10点
	実現性	業務内容を裏付ける業務実績があるか。	10点
テーマⅡ	独創性	新たな視点で課題整理や手法検討等を行っているか。	10点
	的確性	着目点・問題点・解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、効果的・効率的であるか。	10点
	実現性	周辺の状況や地域特性を踏まえ、提案内容に説得力があるか。	10点
テーマⅢ	独創性	新たな視点で課題整理や手法検討等を行っているか。	10点
	的確性	着目点・問題点・解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、効果的・効率的であるか。	10点
	実現性	関係機関との連携について提案内容に説得力があるか。	10点

(1) 評価方法

プレゼンテーション審査では、評価項目毎に下記の基準に基づいて評価を行う。

段階	評価の段階の基準	評価点
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	劣っている	配点×0.4
E	非常に劣っている	配点×0.2
F	提案がない	配点×0

5 価格評価基準

価格評価点	最も安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※10点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積額）	(配点) 10点
-------	--	-------------